皆さんの大切な一票を
東京都知事選挙

[投票日時]7月31日(日)午前7時～午後8時**[投票できる方]**日本国民で、平成10年8月1日以前に生まれ、28年4月13日までに墨田区へ転入の届出をし、引き続き7月13日まで住民基本台帳に記載されている方**[持ち物]**入場整理券　＊世帯の対象者全員分の入場整理券を一つの封筒に入れて郵送　＊入場整理券がない場合でも対象者であれば投票可　＊28年4月14日以降に都内の他区市町村から転入した方は、住所の移転1回に限り、前住所地の投票所で投票できる場合あり(詳細は前住所地の選挙管理委員会事務局に問合せ)

■期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は期日前投票をすることができます。期日前投票を行う場合は、告示日前後に世帯ごとにお届けする入場整理券の裏面にある「宣誓書兼請求書」を記入のうえ、お持ちください。なお、入場整理券がない場合でも対象者であれば投票できます。

■不在者投票

仕事先・旅行先などの滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票が可能です。不在者投票を行う場合は、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に、「不在者投票宣誓書兼請求書」を持参するか、郵送してください。なお、「不在者投票宣誓書兼請求書」は、問合せ先で配布しているほか、区ホームページから出力できます。

また、指定の病院や老人ホーム等では、施設内で不在者投票をすることができます。指定されているかどうかは、問合せ先、または入院・入所している施設にお問い合わせください。

■郵便等投票の請求

[対象]身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、障害等の程度が郵便等投票の条件に当てはまる方**[請求方法]**郵便等投票請求書に郵便等投票証明書を添えて、郵送で7月27日(必着)までに問合せ先へ　＊代理者による持参も可　＊対象の詳細や証明書の交付については、問合せ先へ

[問合せ]〒130－8640選挙管理委員会事務局(区役所12階)☎5608－6320

交通規制を行いますので、ご協力ください
おしなり街角スカイカフェ

区が地元商店街と協力し、北十間川南側道路の一部等を活用して実施する「おしなり街角スカイカフェ」の開催に伴い、交通規制を行います。

[交通規制の日程]7月17日(日)午前9時～午後5時　＊イベントは午前10時～午後4時に実施　＊雨天中止**[催しの内容]**オープンカフェ、ご当地キャラクターのステージ、ミニライブ等**[問合せ]**産業経済課産業振興担当☎5608－6186

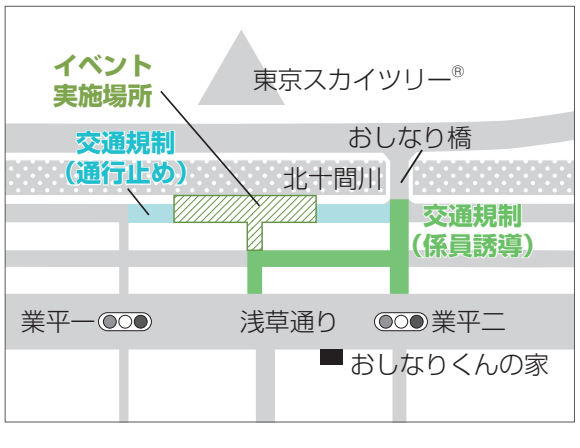

決定通知書をお送りします
介護保険料

65歳以上の方の平成28年度介護保険料が決定しました。対象となる方には、今月中旬に「介護保険料通知書(決定通知書)」をお送りします。今回通知する保険料額は、確定した今年度の住民税課税状況に基づき算出したもので、28年4月～29年3月の1年間分です。

■介護保険料の納付方法

介護保険料の納付方法は、原則として、支給される公的年金からの特別徴収です。

ただし、次の方などは、区からお送りする納付書や口座振替で納める普通徴収となります▶老齢(退職)・遺族・障害年金の年額が18万円未満の方　▶65歳の誕生日から6か月以上経過していない方　▶区に転入して6か月以上経過していない方　▶介護保険料が減額になった方

納付書で納める方については、今回お送りする決定通知書に7月分～9月分の納付書を同封しますので、各納期限までに、介護保険課(区役所4階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストアで納めてください。

[問合せ]介護保険課資格・保険料担当☎5608－6937

平成28年度の保険料額等をお知らせします
後期高齢者医療制度

■平成28年度の保険料額

対象となる方には、今月中旬に28年度の「保険料額決定通知書」をお送りします。

納付書で納める方については、7月分～29年3月分の納付書を同封しますので、各納期限までに納めてください。公的年金からの特別徴収の方と、口座振替による納付の方には、納付書を同封していません。

また、10月分以降の納付方法が特別徴収へと変更になる方については、7月分～9月分を、同封の納付書で納めていただき、10月分以降が公的年金からの特別徴収となります。

なお、保険料額等の詳細については、保険料額決定通知書に同封されている案内文を参照するか、お問い合わせください。

■保険料の支払方法の変更

保険料の支払方法は、公的年金からの特別徴収が原則ですが、申出書と口座振替依頼書を提出していただくことで、口座振替に変更できます。

■社会保険料控除

保険料は、所得税や住民税を計算する際に社会保険料として控除できます。社会保険料控除は、公的年金からの特別徴収の場合、ご本人に適用されますが、口座振替の場合は、口座振替により保険料を支払った方(口座の名義人)に適用されます。

なお、口座の名義人は、本人または生計を一にする配偶者・そのほかの親族に限ります。

■被保険者証の更新

8月に、すべての加入者の被保険者証を更新します。新しい被保険者証(藤色)は、8月1日までに簡易書留でお送りします。

■平成28年度の自己負担割合等

医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合(1割または3割)を、27年の所得に基づき判定します。

なお、次のいずれかに該当する方は、申請により自己負担割合が3割から1割に軽減されます(基準収入額適用申請)。

[対象]▶世帯の被保険者が1人で、収入が383万円未満の方　▶世帯の被保険者が2人以上で、収入の合計が520万円未満の方　▶住民税課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上の被保険者で、同一世帯に属する70歳～74歳の方も含めた収入の合計が520万円未満の方　＊収入には必要経費を含む

■限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

世帯全員が住民税非課税の方は、申請により減額認定証が交付されます。減額認定証を医療機関等へ提示すると、自己負担限度額や入院時の食費が減額されます。

すでに交付されていて、引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を8月1日までにお送りします。

詳しくは、被保険者証に同封されている案内文をご覧いただくか、お問い合わせください。

[問合せ]▶保険料や支払方法の変更、社会保険料控除について＝国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当☎5608－8100　▶被保険者証の更新や自己負担割合等、限度額適用・標準負担額限度額認定証について＝国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当☎5608－6192

8月に更新します
国民健康保険の高齢受給者証

国民健康保険加入の70歳～74歳の方に交付している高齢受給者証は、毎年8月1日に更新となるため、新しい高齢受給者証を今月下旬に郵送します。現在お持ちの高齢受給者証は、8月1日以降に、問合せ先または各出張所へ直接お持ちいただくか、郵送でご返却ください。

自己負担割合については、お送りした高齢受給者証をご確認ください。

なお、負担割合が3割の方で、次のいずれかに該当する方は、申請によって負担割合が1割または2割に軽減されます。申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

[負担割合の変更基準]▶3割負担の方のうち、同じ世帯に属する70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計が520万円未満(単身世帯では収入383万円未満)の方　▶同じ世帯に属する方が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、新たに3割負担となった方のうち、課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上であり、後期高齢者も含めた収入の合計が520万円未満の方**[問合せ]**国保年金課こくほ資格係☎5608－6122

お気軽にご利用ください
墨田区在宅リハビリテーション支援事業

病院でのリハビリ終了後に在宅でリハビリを続けたい方や、医師からリハビリの指導を受けたい方などを対象に、「墨田区在宅リハビリテーション支援事業」を行っています。

[内容]専門医の診察、理学療法士等によるリハビリメニューづくり、区内の在宅リハビリサポート医によるアドバイス(年4回)**[利用期間]**原則1年間　＊希望により延長可**[費用]**無料**[申込み]**随時、電話で東京都リハビリテーション病院☎3616－8399へ　＊受付は月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)**[問合せ]**保健計画課保健計画担当☎5608－6506

広告　ケーブルテレビもネットも電話もまとめてお得に。ご相談は地元のJ:COMすみだ・台東へ　☎0120-999-000(9:00～18:00)

火災発生時に備えて
公共用消火器の保守点検

火災発生時に地域で迅速な初期消火活動を行うことができるよう、区内全域の主要幹線道路や街角に公共用消火器を設置しています。これらの消火器を常に良好な状態で維持管理し、事故を未然に防ぐため、区の委託業者が保守点検を実施します。なお、この保守点検に関し、区民の皆さんに費用の請求等をすることはありません。

[点検期間]10月末まで**[問合せ]**防災課防災係 ☎5608－6206

ご注意ください
緑化相談の一時休止

緑と花の学習園(文花2－12－17)で、毎週土曜日の午前9時半～午後3時半(正午～午後1時を除く)に実施している「緑化相談」は、8月はお休みします。

[問合せ]環境保全課緑化推進担当 ☎5608－6208

策定しました
墨田区教育施策大綱

平成28年度～32年度の5か年を対象期間とした、教育施策の基本方針である「墨田区教育施策大綱」を策定しました。これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区総合教育会議における協議を経て区長が策定したものです。

[閲覧場所]政策担当(区役所7階)、区民情報コーナー(区役所1階)　＊土・日曜日、祝日は区民情報コーナーのみ　＊区ホームページでも閲覧可**[問合せ]**政策担当 ☎5608－6231

募集します
平成28年度「すみだの力応援基金」助成事業

区では、皆さんからの寄付を財源として積み立て、地域のまちづくり活動に助成する「すみだの力応援基金」を設置しています。

現在、基金からの助成を希望する事業を募集していますので、ぜひ、ご応募ください。

なお、助成の可否・金額は、公開プレゼンテーションなどを経て、審査会での審査に基づき、区が決定します。

[募集期間]7月21日(木)まで**[事業内容]**地域の課題や社会的な課題解決を目的とし、広く区民を対象とした事業　＊応募方法等の詳細は募集要項を参照(募集要項は問合せ先で配布しているほか、区ホームページからも出力可)**[問合せ]**区民活動推進課区民活動推進担当(区役所14階) ☎5608－6202

ご利用ください
タンク水の衛生相談

中高層のビルやマンションの中には、水道水を貯水槽と呼ばれるタンクにためてから各家庭に供給している場合があります。

このタンクの維持管理が適正にされていなかったり、タンクに水が長時間停滞したりすると、飲料水の汚染につながります。

生活衛生課では、貯水槽から供給される水道水について残留塩素濃度・色度・濁度の簡易検査および衛生相談を実施しています。

[対象]区内在住の方**[費用]**無料**[持ち物]**洗浄した容器に入れた水道水200ml程度(浄水器を通していないもの)**[申込み]**直接、生活衛生課生活環境係(区役所5階) ☎5608－6939へ

はーもに～♪　トリフォニーホール公演おすすめ情報

トリフォニーホールチケットセンター
☎5608－1212・錦糸1－2－3

子どもから大人まで、トリフォニーホールをまるごと楽しめる約60分のホールツアー
「見る・聴く・感じる」トリフォニーホールまるごと体験　ホール探訪2016

ホール内にあるアート作品の鑑賞や、アーティスト気分で舞台裏が見学できるガイド付ツアーです。今年は、ついにオーケストラピットを公開します！オルガンのプチ演奏もお楽しみいただけます！

[とき]8月7日(日)▶1回目＝午前11時～　▶2回目＝午後3時～　＊いずれも60分程度

[対象]小学校4年生以上**[定員]**各回120人(抽選)**[費用]**無料

[申込み]希望する回、人数、参加者全員の氏名・年齢、電話番号を、往復はがきまたはEメールで7月23日(必着)までに、すみだトリフォニーホール「ホール探訪」係(〒130－0013錦糸1－2－3)✉oubo@triphony.comへ　＊メールの件名は「ホール探訪」

ご利用ください
すみだ郷土文化資料館の地元ボランティアによる展示解説

[とき]▶個人＝第2・第3日曜日午後1時～4時**[申込み]**▶個人＝当日直接会場へ　▶団体(20人以上)＝展示解説を希望する日の1か月前までに電話で問合せ先へ**[問合せ]**すみだ郷土文化資料館(向島2－3－5) ☎5619－7034

申請をお忘れなく
児童扶養手当・特別児童扶養手当

表1に該当し、児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請をまだ済ませていない方は、早めに手続をしてください。なお、手当は申請を受理した月の翌月分から支給します。手当額・所得制限額は表2・表3のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

[問合せ]子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608－6376

■手当を申請できる方　(表1)

児童扶養手当	次のいずれかに該当する、平成10年4月2日以降に生まれた児童(一定の障害がある場合は20歳未満の児童)を養育している父親または母親、養育者▶父母が離婚している　▶父または母が死亡した、または生死不明である▶父または母が重度の障害者(身体障害者手帳1・2級)である　▶父または母に1年以上遺棄されている　▶父または母が1年以上拘禁されている　▶父または母が保護命令を受けた　▶婚姻によらないで生まれた
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方▶身体障害者手帳おおむね1級～3級程度(内部障害含む)　▶愛の手帳おおむね1度～3度程度　▶上記と同程度の疾病か、身体または精神の障害がある

■手当額(月額)　(表2)

	児童扶養手当(本体額)	児童扶養手当(第2子加算額)	児童扶養手当(第3子以降加算額)	特別児童扶養手当(特児1級)	特別児童扶養手当(特児2級)
全部支給	4万2330円	1万円	6000円	5万1500円	3万4300円
一部支給	9990円～4万2320円	5000円～9990円	3000円～5990円		

㊟児童扶養手当額は平成28年8月分以降、上記金額のとおり増額されました。また、特別児童扶養手当額は28年4月分以降、上記金額のとおり改正されました。

■所得制限額　(表3)

扶養親族等の人数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	申請者本人		配偶者・扶養義務者	申請者本人	配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	19万円	192万円	236万円	459万6000円	628万7000円
1人	57万円	230万円	274万円	497万6000円	653万6000円
2人	95万円	268万円	312万円	535万6000円	674万9000円
3人	133万円	306万円	350万円	573万6000円	696万2000円
4人以上	1人増えるごとに38万円を加算			1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに21万3000円を加算

㊟所得とは、年間総収入から、給与所得の場合は給与所得控除額を、事業所得の場合は必要経費を引いた額です。詳細はお問い合わせください。

㊟児童扶養手当(申請者本人)の所得は、養育費を受けている場合、その8割を加算した額です。

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　🖳＝ホームページアドレス

広告　雨漏り検査！　☎03-5875-6633　雨水の侵入箇所を特殊検査液でピンポイント解明！　見積無料　㈱サーベイ